

【受付は終了しています】

物価等高騰対策として水道料金の基本料金を4カ月分減免します

令和5年12月から令和6年3月までの4カ月間に行われる検針に係る請求分から、基本料金にあたる金額（月間基本料金635円+消費税/月）を減免します。

【対象】※公的機関・施設は除く

令和5年12月から令和6年3月までの期間において、次の①②どちらにも該当する方（事務所等がある事業者を含む。）

- ①羽曳野市内に水栓所在地がある（水道を使用している）
- ②羽曳野市水道局と給水契約を結んでいる（羽曳野市から給水を受けている）

【減免内容】

令和5年12月から令和6年3月までの4カ月間に行われる検針に係る請求分の水道料金から1,397円（1270円+消費税）を減免して請求いたします（期間中2回請求がありますので、最大で合計2,794円の減免になります）。

ただし、開栓・閉栓により短期間の使用となった場合は1カ月分にあたる698円（635円+消費税）等の減免になる場合があります。

【注意事項】

- ・当減免について、申請は不要となります。期間中の検針分に係る請求から自動的に前述の金額を減免いたします。
- ・上水道のみの使用で、且つ使用水量が基本料金の範囲内（1カ月あたり8㎡以下）だった場合、請求金額が0円となりますので、納付書は送付されません。
※水道使用水量等のお知らせ（検針票）は投函されます。
- ・下水道使用料は減免されません。ご了承ください。

【お問い合わせ先】

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

TEL072-957-7770

羽曳野市水道局総務課 総務担当

TEL072-958-1111（代表）内線5013/5020

羽曳野市水道局以外と給水契約を締結している方につきましては、羽曳野市水道局の水道基本料金相当額を物価高騰対策の支援金として支給します。

【支給対象者】 ※公的機関・施設は除く

次の①～③の全てに該当する方（事務所等がある事業者を含む。）

- ①羽曳野市内に水栓所在地がある（水道を使用している）
- ②令和6年3月8日までに、羽曳野市水道局以外の水道事業者と給水契約を締結している（他市から給水を受けている）
- ③令和5年12月1日～令和6年3月31日の間で羽曳野市水道局以外の水道事業者との給水契約がある

【支援金額】

2,794円、2,095円、1,397円、698円のいずれか
（上記③の期間中における契約日数で変動）

【必要書類】

- ・羽曳野市水道事業 水道料金支援金支給申請書（請求書）
- ・羽曳野市水道局以外の水道事業者との給水契約が確認できる資料（※）のコピー
※検針票（直近のもの）、水道使用証明書などの使用者名や水栓所在地、使用者番号（お客様番号）などが確認できるもの
- ・支援金の振込先口座の確認できる資料（通帳・キャッシュカード）のコピー

【申請期間】

令和5年12月11日（月）～令和6年3月8日（金）

【申請先】

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 別館4階
羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

上記宛てに申請書類一式を提出してください（郵送・窓口どちらも可）。

※郵送の場合は、封筒に「支援金申請書在中」とご記入ください。

※窓口申請の場合は、本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）をご持参ください。

【申請書ダウンロード】

[申請書](#)

[申請書-記入例](#)

【注意事項】

・申請内容について確認・審査を行い、不備がなければ振込日等を記載した支給決定通知を送付させていただきます。

・不備のあった場合等には申請書にご記入いただいた連絡先にお電話をおかけする場合がありますので、日中でも応答できる電話番号をご記入ください。

【お問い合わせ先】

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

TEL072-957-7770（直通）

羽曳野市水道局総務課 総務担当

TEL072-958-1111（代表）内線 5013/5020